平成２８年（フ）第１９２号
仙台市青葉区愛子東３丁目12番27号　サンパティークＤ棟103
債務者　藤田　美紀
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２２４号
仙台市太白区八木山松波町16番５号
債務者　成瀬弥寿美
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２５１号
宮城県多賀城市中央２丁目12番11―103号
債務者　中澤　和廣
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２３号
福島県いわき市植田町東荒田22番地の52、住民票上の住所福島県いわき市勿来町四沢作田58番地の11
債務者　鈴木　公明（旧姓武隈）
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第１１８号
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤92番地１
債務者　松浦　洋子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第７９号
静岡県富士宮市小泉1956番地グリーンヒル和202号、前住所静岡県富士市柚木18番地の２
債務者　中尾　　茂
1　決定年月日時　平成28年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１０号
愛知県江南市赤童子町白山135番地
債務者　中村美智子
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２８０号
京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地14棟704号
債務者　尾崎　　毅
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３７９号
京都府木津川市木津八色47番地１　グレース101号、前住所京都市伏見区向島本丸町41番地１　カースルⅡ202
債務者　森田　太志
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４１６号
京都市伏見区醍醐折戸町８番地　醍醐西市営住宅７棟204号
債務者　眞下　栄子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１７６号
兵庫県姫路市香寺町溝口452番地７
債務者　石井美穂子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２２８号
広島市東区曙３丁目３番２―205号
債務者　吉田　十蔵
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２６２号
広島市佐伯区五日市中央３丁目２番22―202号　コーポ吉山
債務者　山中　悠貴（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５４２号
福岡県太宰府市梅香苑１丁目12番17号
債務者　松田　聖子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５５９号
福岡県太宰府市通古賀５丁目５番28号
債務者　森　健二郎
1　決定年月日時　平成28年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５６３号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代760番地５　住宅型有料老人ホーム　ｉくらす立花
債務者　梅津　順弘
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部